

## 北星高等学校いじめ防止基本方針



策定・見直し

## いじめ防止・対応委員会

## 【構成員】

校長、教頭、学習支援リーダー、生活支援リーダー、人権教育担当、養護教諭  
通信制主任、定時制各部主任、教育相談・特別支援コーディネーター、当該生徒チーフ  
※その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部  
専門家等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針

年間計画等

情報等の報告

連携促進

## 未然防止

- 学習指導の充実
  - ・授業規律の徹底
    - ・「わかる」授業づくり
  - ・公開授業の実施
- 特別活動の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
  - ・いじめ防止のための挨拶運動実施
- 人権教育の充実
  - ・人権LHRの充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル指導の充実
  - ・外部講師による講演の実施
- 校内研修の実施

## 早期発見

- 情報の収集
  - ・教員の観察、養護教諭による情報
  - ・生徒、保護者、地域からの情報
  - ・学期に1回以上のアンケート
- 調査実施
- 教育相談体制の充実
  - ・教育相談の定期実施
  - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
- いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
  - ・情報交換等の実施
  - ・管理職への報告
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・各部等、教員間での申し送り

## 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・PTA活動の充実
- ・北星高だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・インターネットの実施
- ・学校関係者評議会の委嘱
- ・学校行事への招待

等

## 教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

等

## 関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携

等